

議 会 運 営 委 員 会

令和 8 年 9 月 1 6 日（水）

午前 9 時 3 0 分

第 2 委員会室

議 題

- 1 令和 8 年第 5 回（9 月）尾張旭市議会定例会の運営について

- 2 1 2 月定例会の日程について

- 3 台風に伴う本会議・委員会の開催基準について

- 4 常任委員会委員の 2 年任期の試行結果の検証について

- 5 その他

配付資料一覧

【議題 1 資料】

- 1 議案等の概要
- 2 議事日程（案）最終日
- 3 討論通告一覧
- 4 令和 8 年第 5 回（9 月）尾張旭市議会定例会 議案等審査付託表
- 5 「新たな「定数改善計画」」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

【議題 2 資料】

- 6 令和 8 年 1 2 月定例会日程（案）

【議題 3 資料】

- 7 台風に伴う本会議・委員会の開催基準（案）

【議題 4 資料】

なし

【議題 5 資料】

なし

議案等の概要

追加議案（１件）

第４４号議案 和解及び損害賠償の額の決定について（下水道課）

公用車の物損事故について和解し、損害賠償の額を決定するため、地方自治法第９条第１項第１２号及び第１３号の規定により、議会の議決を求める。

損害賠償額 １，２０８，６１４円

<市長報告（１件）>

専決処分の報告について（財政課）

地方自治法第１８０条第１項の規定により、損害賠償額を決定し、和解をする専決処分を行ったため、同条第２項の規定による報告を行う。

- ・市道における物損事故

損害賠償額 102,849円（過失割合100%） 専決年月日 令和８年９月１日

- ・消防署における物損事故

損害賠償額 222,706円（過失割合100%） 専決年月日 令和８年９月７日

議事日程（案）最終日

議会運営委員長報告

第 1 諸報告

- （１）議長報告
- （２）市長報告

第 2 委員会の所管事務調査報告の件
議会運営委員会

第 3 委員長報告及び報告に対する質疑

- （１）予算決算委員会
- （２）福祉文教委員会
- （３）総務委員会
- （４）都市環境委員会

第 4 付託議案等の討論、採決

第 5 第44号議案

上程、提案理由の説明、質疑、討論、採決又は委員会付託

令和8年第5回（9月）尾張旭市議会定例会

討論通告一覧

議案等番号	通 告 者	反対又は賛成の別
認定第1号	川村 つよし	反対
認定第1号	松原 たかし	賛成
認定第2号	榊原 利宏	反対
認定第5号	榊原 利宏	反対
認定第6号	榊原 利宏	反対
請願第2号	いとう 伸一	賛成

令和8年第5回（9月）尾張旭市議会定例会 議案等審査付託表

○ 都市環境委員会

番号	件名
第44号議案	和解及び損害賠償の額の決定について

「新たな「定数改善計画」」の確実な実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、尾張旭市民の切なる願いである。本市の学校現場では子どもたちの健全育成に真摯に取り組んでいるものの、子どもたちを取り巻く教育環境に対して、一人一人に応じた適切な教育を行うための十分な時間が確保できないなど、課題は依然として解決されていない。

本年度は、2028年度までの「新たな「定数改善計画」」が策定された。その内容は、中学校学級編成標準の35人学級への段階的引下げ、小・中学校養護教諭複数配置基準の引下げ、小学校4年生の教科担任制の拡大、小・中学校における生徒指導担当教師の配置充実などのための教職員定数改善計画が含まれている。しかしながら、養護教諭複数配置基準においては、改善されたものの、概算要求に示された改善案に対しては、まだまだ不十分なものであると言える。本市の子どもたちの健やかな成長を支えていくために、教育現場に山積する課題に対応していくために、子どもたち一人一人に応じた適切な教育を行うために、「新たな「定数改善計画」」の確実な実施と、少人数学級の更なる拡充を含めた次期定数改善計画の策定が必要である。

また、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は過去において、2分の1から3分の1へ引き下げられ、自治体の財政を圧迫し続けている。自治体の規模にかかわらず、教育の機会均等と教育水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持と、国庫負担率の復元と改善が必要である。

よって、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 「新たな「定数改善計画」」を十分な予算とともに確実に実施すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度の堅持と、国庫負担率の復元と改善をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

尾張旭市議会議長 さかえ 章 演

内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣 殿

令和8年12月定例会日程(案)

		議 会 日 程 案	行 事 予 定
11月9日	月	9:30 定例会打合せ(副市長 出席)	
11月10日	火		全国市議会議長会理事会
11月11日	水		全国市議会議長会研究フォーラム
11月12日	木		全国市議会議長会研究フォーラム
11月13日	金		
11月14日	土		
11月15日	日		
11月16日	月	請願・陳情受付締切(～正午)	
11月17日	火	9:30 議会運営委員会(副市長 出席)	
11月18日	水	招集告示 9:30 全員協議会(副市長 出席)	
11月19日	木	質問受付(9:00～16:00)	三地区共催都市監査事務研修会
11月20日	金	質問受付(9:00～16:00) 議案質疑(～16:00)	三地区共催都市監査事務研修会
11月21日	土		
11月22日	日		
11月23日	月	<勤労感謝の日>	
11月24日	火		「県民の日学校ホリデー」に伴う学校の休業日
11月25日	水	9:30 議会運営委員会	
11月26日	木	9:30 本会議(初日)(市長、副市長 出席)	
11月27日	金		10:00 例月出納検査、定例監査
11月28日	土		
11月29日	日		
11月30日	月		
12月1日	火		10:00 市政功労者表彰式
12月2日	水		
12月3日	木	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長 出席)	
12月4日	金	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長 出席)	
12月5日	土		
12月6日	日		
12月7日	月	9:30 本会議(一般質問)(市長、副市長出席)、予算決算委員会(全体会)(副市長出席)	
12月8日	火		
12月9日	水		
12月10日	木	9:30 福祉文教委員会(副市長出席)、予算決算委員会福祉文教分科会(副市長出席)	
12月11日	金	9:30 都市環境委員会(副市長出席)、予算決算委員会都市環境分科会(副市長出席)	
12月12日	土		
12月13日	日		
12月14日	月	9:30 総務委員会(副市長出席)、予算決算委員会総務分科会(副市長出席)	
12月15日	火	9:30 予算決算委員会(全体会)(副市長出席)	
12月16日	水	9:30 各派代表者会(予定) (討論通告期限:～正午)	
12月17日	木	9:30 議会運営委員会	
12月18日	金	9:30 本会議(最終日)(市長、副市長 出席)	
12月19日	土		
12月20日	日		

台風に伴う本会議・委員会の開催基準（案）

本会議	警戒配備・ 第Ⅰ非常配備体制	第2非常配備体制・第3非常配備体制	
		開会前	開会后
初日 ① 議会運営委員長報告 ② 会議録署名者の指名 ③ 諸報告 ④ 会期の決定 ⑤ 委員会の所管事務調査報告の件 ⑥ 市長の所信表明・施政方針演説 ⑦ 議案等の提案説明	○ 通常どおり開会・進行する。 ○ 防災服での出席を可能とする。	○ <u>執行部職員不在</u>で開会し、⑤まで終了後、暫時休憩する。非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行され次第、再開し、<u>執行部職員出席</u>の上、残りの議事日程を行う。 ○ 午後4時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行されない場合は、<u>執行部職員不在</u>で再開し、延会の手続を行う。なお、残りの議事日程は、翌日以降の別日又は2日目に行う。 ※ 日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。	○ 市長に連絡すべき事項が生じた場合は、その時点の議事日程（市長の所信表明、施政方針演説は切りが良いところ。議案説明はその時点の議案番号）まで終了後、暫時休憩する。 ○ 休憩中に、第2・第3非常配備体制に移行した場合は、非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行されるまで休憩を継続する。 ○ 非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行され次第、再開し、<u>執行部職員出席</u>の上、残りの議事日程を行う。 ○ 午後4時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行されない場合は、<u>執行部職員不在</u>で再開し、延会の手続を行う。 ○ ⑤まで終了していない場合は、⑤までを終了した上で、延会の手続を行う。なお、残りの議事日程は、翌日以降の別日又は2日目に行う。 ※ 日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。
2・3日目 （一般質問）	○ 通常どおり開会・進行する。 ○ 防災服での出席を可能とする。	○ <u>執行部職員不在</u>で開会し、暫時休憩する。非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行され次第、再開し、<u>執行部職員出席</u>の上、一般質問を行う。なお、当該日の全ての一般質問を終了できなかった場合は、延会の手続を行い、残りの一般質問は、3・4日目に行う。 ○ 午後4時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行されない場合は、<u>執行部職員不在</u>で再開し、延会の手続を行い、当該日の一般質問は、3・4日目に行う。 ※ 日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。	○ 市長に連絡すべき事項が生じた場合は、その時点の質問又は答弁の切りが良いところで暫時休憩する。 ○ 休憩中に、第2・第3非常配備体制に移行した場合は、非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行されるまで休憩を継続する。 ○ 非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行され次第、再開し、<u>執行部職員出席</u>の上、残りの一般質問を行う。なお、当該日の全ての一般質問を終了できなかった場合は、延会の手続を行い、残りの一般質問は、3・4日目に行う。 ○ 午後4時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行されない場合は、<u>執行部職員不在</u>で再開し、延会の手続を行う。なお、残りの一般質問は、3・4日目に行う。 ※ 日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。
4日目 ① 一般質問 ② 議案質疑 ③ 議案の討論、採決又は委員会付託 ④ 請願	○ 通常どおり開会・進行する。 ○ 防災服での出席を可能とする。	○ <u>執行部職員不在</u>で開会し、暫時休憩する。非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行され次第、再開し、<u>執行部職員出席</u>の上、議事日程を行う。なお、当該日の全ての議事日程を終了できなかった場合は、延会の手続を行い、残りの議事日程は、翌日以降の別日に行う。 ○ 午後4時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行されない場合は、<u>執行部職員不在</u>で再開し、延会の手続を行い、当該日の議事日程は、翌日以降の別日に行う。 ※ 日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。	○ 市長に連絡すべき事項が生じた場合は、その時点の議事日程（一般質問の場合は、質問又は答弁の切りが良いところ）まで終了後、暫時休憩する。 ○ 休憩中に、第2・第3非常配備体制に移行した場合は、非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行されるまで休憩を継続する。 ○ 非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行され次第、再開し、<u>執行部職員出席</u>の上、残りの議事日程を行う。なお、当該日の全ての議事日程を終了できなかった場合は、延会の手続を行い、残りの議事日程は、翌日以降の別日に行う。 ○ 午後4時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行されない場合は、<u>執行部職員不在</u>で再開し、延会の手続を行う。なお、残りの議事日程は、翌日以降の別日に行う。 ※ 日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。
最終日 ① 議会運営委員長報告 ② 諸報告 ③ 委員会の所管事務調査報告の件 ④ 委員長報告及び報告に対する質疑 ⑤ 付託議案等の討論、採決 ⑥ 委員会提案・議員提案・ 請願・意見書案 ⑦ 議員派遣の件	○ 通常どおり開会・進行する。 ○ 防災服での出席を可能とする。	○ <u>執行部職員不在</u>で開会し、暫時休憩する。非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行され次第、再開し、<u>執行部職員出席</u>の上、議事日程を行う。なお、当該日の全ての議事日程を終了できなかった場合は、延会（会期延長）の手続を行い、残りの議事日程は、翌日以降の別日に行う。 ○ 午後4時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行されない場合は、<u>執行部職員不在</u>で再開し、延会（会期延長）の手続を行い、当該日の議事日程は、翌日以降の別日に行う。 ※ 日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。	○ 市長に連絡すべき事項が生じた場合は、その時点の議事日程まで終了後、暫時休憩する。 ○ 休憩中に、第2・第3非常配備体制に移行した場合は、非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行されるまで休憩を継続する。 ○ 非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行され次第、再開し、<u>執行部職員出席</u>の上、残りの議事日程を行う。なお、当該日の全ての議事日程を終了できなかった場合は、延会（会期延長）の手続を行い、残りの議事日程は、翌日以降の別日に行う。 ○ 午後4時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行されない場合、<u>執行部職員不在</u>で再開し、延会（会期延長）の手続を行う。なお、残りの議事日程については、翌日以降の別日に行う。 ※ 日程を変更する場合は、議会運営委員会を開催し協議する必要がある。

台風に伴う本会議・委員会の開催基準（案）

委員会	警戒配備・ 第Ⅰ非常配備体制	第Ⅱ非常配備体制・第Ⅲ非常配備体制	
		開会前	開会后
議案の審査	○ 通常どおり開会・進行する。 ○ 防災服での出席を可能とする。	○ 開会はず、正副議長・議会運営委員会正副委員長・当該委員会正副委員長で開会時間等の変更を協議する。なお、午後4時までに開会できる見込みがない場合は、翌日以降の別日に行う。 ○ 開会時間等を変更する場合は、直ちに、その内容を執行部職員、市民等に周知する。	○ 第Ⅱ・第Ⅲ非常配備体制移行時点の発言まで終了後、暫時休憩する。 ○ 非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行され次第、再開する。 ○ 午後4時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行されない場合、<u>執行部職員不在</u>で再開し、延会の手続を行う。なお、残りの議事日程については、翌日以降の別日に行う。
請願の審査	○ 通常どおり開会・進行する。 ○ 防災服での出席を可能とする。 ○ 趣旨説明がある場合は、趣旨説明者に連絡し、趣旨説明を省略して審査する旨の了解を得る。	○ 開会はず、正副議長・議会運営委員会正副委員長・当該委員会正副委員長で開会時間等の変更を協議する。なお、午後4時までに開会できる見込みがない場合は、翌日以降の別日に行う。 ○ 開会時間等を変更する場合は、直ちに、その内容を執行部職員、趣旨説明者（趣旨説明がある場合）、市民等に周知する。なお、趣旨説明者提出者には、趣旨説明を省略して審査する旨の了解を得る。	○ 第Ⅱ・第Ⅲ非常配備体制移行時点の発言まで終了後、暫時休憩する。 ○ 非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行され次第、再開する。 ○ 午後4時の時点で非常配備体制が解除又は警戒配備・第Ⅰ非常配備体制に移行されない場合、<u>執行部職員不在</u>で再開し、延会の手続を行う。なお、残りの議事日程については、翌日以降の別日に行う。